

一般社団法人 京都府聴覚障害者協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都府聴覚障害者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市中京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者の人権を守り、その福祉の増進を図ることにより、聴覚障害者の完全参加と平等の実現を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者の福祉・労働、手話、コミュニケーション・情報保障に関する事業
- (2) 聴覚障害者の文化、教育に関する事業
- (3) 聴覚障害者の差別撤廃、社会参加に対する調査研究に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 京都府に在住の聴覚障害者であって、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の権利)

第6条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (4) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、所定の様式により各支部に申し込みをなし、会長の承認を得ることとする。

2 賛助会員になろうとする者は、所定の様式により各支部又は事務局に申し込みをなし、理事会の承認を得ることとする。

(会費)

第8条 正会員は、代議員会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、代議員会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会費の減免)

第9条 会員で特別の事情があるものは、所属支部の推薦により理事会の承認を得て会費の減額又は免除をすることができる。

(退会)

第10条 正会員は、所定の様式により各支部に届けることにより、任意に退会することができる。

2 賛助会員は、所定の様式により各支部又は事務局にとどけることにより、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員の除名しようとするときは、当該会員に対し、当該代議員会の日から1週間前までにその旨を通知し、代議員会に於いて弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第12条 前2条のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。
- (1) 死亡し、又は解散したとき
 - (2) 特別の理由なく1年以上会費を滞納した場合による

(会費等の不返還)

- 第13条 退会、除名又は会員資格を喪失した者に対し、既に納入した会費その他拠出金品は、返還しない。

第4章 社員

(社員の資格)

- 第14条 この法人の社員は、本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された代議員とする。この代議員をもって法人法第I1条第1項第5号等に規定する社員とする。

(代議員の選出)

- 第15条 代議員は、この法人の支部において正会員の中から選挙により選出する。
- 2 前項の選挙においては、正会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(定数)

- 第16条 支部選出の代議員の数は、理事会が指定した日における支部会員数に応じるものとし、支部会員数が14名以下の場合は代議員数は2名とし、以降支部会員数10名毎に代議員1名の割合で増員する。ただし、端数取り扱

いは四捨五入とする。

(任期)

- 第17条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 2 代議員が法人法に基づく、代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。
- 3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠く場合には、支部の承認を得て、選挙記録による補欠の上位者から代議員に昇任させる。この補欠者がない場合には改めて欠員数を選出する。
- 4 補欠の代議員を選出する場合には、次に上げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあたっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優位順位
- 5 補欠により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 代議員は、会員としての資格を喪失した場合は、その地位を失う。

(報酬)

- 第18条 代議員は無報酬とする。

第5章 代議員会

(構成)

- 第19条 この法人の代議員会は、全ての代議員をもって構成し、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第20条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 この法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

- 2 定時代議員会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時代議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第22条 代議員会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

- 2 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時代議員会を招集しなければならない。
- 3 代議員会を招集するには、会長は、代議員会の日の2週間前までに、代議員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第23条 代議員会の議長は2名とし、その都度代議員の中から選出する。

(議決権)

第24条 代議員は、代議員会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第25条 代議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であって、代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第28条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとなる。

(議事録)

第26条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事2名以上がこれに記名押印するものとする。

第6章 支 部

(支部)

第27条 この法人に支部を置くことができる。
2 支部に関する規定等は、理事会において別にこれを定める。

第7章 役 員

(役員)

第28条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 18名以上27名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とし、6名～8名を常任理事とする。
3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、常任理事、その外理事会において定める理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、代議員会の決議によって正会員の中から選任する。
2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定す

る。

(理事の職務)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行し、副会長、常任理事、その外理事会において定める理事は理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長、常任理事、その外理事会において定める理事会は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第33条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

- 第35条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長・副会長・常任理事・事務局長の選定及び解職

(招集)

- 第37条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第42条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 公益目的支出計算実施報告書
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 この法人の解散に伴う残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰与するものとする。

- 2 この法人は、設立者その他の者に対し、剩余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第12章 職員

(職員)

第48条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができます。

第13章 雜則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1

項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行つたときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は浅井ひとみとする。

4 2020年9月6日改正